

平成 28 年 9 月 8 日

被保険者 各位

フジクラ健康保険組合

～10 月 1 日から健康保険の加入対象が広がります～

**短時間(パート等)で働く被扶養者の方の、扶養資格の確認をお願いします**

平成 28 年 10 月 1 日から、健康保険の加入対象が広がります。

それに伴い、これまでパート・アルバイト等の短時間労働者として働きながら被扶養者としてフジクラ健保に加入されていた方でも、新しい健康保険加入の条件を満たす場合には、勤務先で健康保険に加入することになります。

このような場合、フジクラ健保への被扶養者の扶養削除の届け出が必要となりますので、必ず手続きしていただきますようお願い申し上げます。

記

## 1. 健康保険に加入となる条件

a. 原則：4 分の 3 要件 (=10 月 1 日以前から勤務先で健康保険に加入している方)

「1 週間(\*1)の所定労働時間」及び「1 月間の所定労働日数」(\*2)が、同一の事業所に使用される通常の労働者の 4 分の 3 以上あること。

(\*1)これまでは、1 日または 1 週間のいずれかの所定労働時間で判断していましたが、10 月 1 日からは 1 週間の所定労働時間のみで判断します。

(\*2)これまでは、契約内容に関わらず、実際の労働時間及び日数で判断していましたが、10 月 1 日からは、実態に関わらず、就業規則や雇用契約等により判断します。

b. 健康保険加入対象の拡大 (=10 月 1 日以降、新たに勤務先で健康保険に加入となる方)

a の条件を満たさない場合でも、以下①～⑤の全ての要件を満たす場合には、新たに勤務先で健康保険に加入となります。フジクラ健保の被扶養者にはなれません。

### ①501 人以上の事業所(特定適用事業所)に使用されている

事業主が同一である 1 又は 2 以上の適用事業所であって、そこに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時 500 人超える事業所に使用されている場合。

### ②雇用契約等による 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上

就業規則・雇用契約等により、その者が通常の週に勤務すべき時間が 20 時間以上。

### ③継続して 1 年以上雇用される見込みがある

期間の定めがなく雇用される場合、雇用期間が1年以上である場合、雇用期間が1年未満であるが、契約書等に更新される旨が記されている、または、同様の契約により1年以上雇用された実績がある場合。

④月額賃金が8.8万円以上

臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金、最低賃金法で参入しないことを定める賃金などは含まない。

⑤学生ではない

## 2. **フジクラ健保への扶養削除の手続き**

上記 a または、b①～⑤全てを満たし、新たに勤務先で健康保険に加入することとなった場合、フジクラ健保への扶養削除の手続きが必要になります。

「健康保険（税）被扶養者異動届」にご記入の上、対象者の健康保険証を添付して、事業所担当者へご提出ください。

《扶養削除の手続きについてはこちら》 「家族が減ったときは被扶養者からはずします」

⇒ <http://www.fujikurakenpo.or.jp/procedure/family.html>

《参考》

厚生労働省リーフレット ⇒

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/tekiyoukaudaipart.pdf>

以上